

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）															奈良県		
															市区町村数	39	
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						16	17	9				26					
29	201	奈良市	共生社会推進課 男女共同参画室	1	1	1	1	奈良市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		奈良市男女共同参画計画(第3次)	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1		
29	202	大和高田市	人権施策課	1	1	1	1	大和高田市男女共同参画推進条例	2002年3月19日	2002年4月1日		大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ(第3次)	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
29	203	大和郡山市	人権施策推進課	1	2	1	1	大和郡山市男女共同参画推進条例	2018年12月20日	2019年4月1日		大和郡山市男女共同参画基本計画(第四期)	2024年4月 ～ 2034年3月	1	1		
29	204	天理市	市民総活躍推進課	1	2	1	1				4	第3次天理市男女共同参画社会づくり計画 かがやきプラン21	2017年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1		
29	205	橿原市	人権政策課	1	2	1	1	橿原市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1		
29	206	桜井市	人権施策課	1	2	1	1				3	第2次さくらい男女共同参画プラン21	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1		
29	207	五條市	人権施策課	1	2	1	1	五條市男女共同参画推進条例	2017年3月28日	2017年3月28日		第2次五條市男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1		
29	208	御所市	人権施策課	1	2	1	1				4	御所市男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1		
29	209	生駒市	男女共同参画プラザ	1	1	1	1	生駒市男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2008年4月1日		生駒市男女共同参画行動計画(第3次)You&Iプラン	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1		
29	210	香芝市	市民協働課	1	2	2	1				4	第3次香芝市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1		
29	211	葛城市	人権政策課	1	2	1	1				4	第2次葛城市男女共同参画基本計画	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1		
29	212	宇陀市	人権推進課	1	2	1	1	宇陀市男女共同参画推進条例	2020年12月25日	2020年12月25日		宇陀市男女共同参画計画(第2次)	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		
29	322	山添村	総務課	1	1	2	2				4				2		
29	342	平群町	政策推進課	1	2	1	1	平群町男女共同参画推進条例	2023年12月15日	2024年4月1日		平群町第3次男女共同参画プラン	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日	1	1		
29	343	三郷町	住民福祉課	1	1	1	1				4	三郷町男女共同参画等計画	2022 ～ 2027	1	1		
29	344	斑鳩町	政策財政課	1	2	1	1	斑鳩町男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		女と男が輝く未来計画～第3次斑鳩町男女共同参画推進計画～	2016年4月 ～ 2026年3月	1	1		
29	345	安堵町	総合政策課	1	2	2	2				4	第5次安堵町総合計画・第2期安堵町総合戦略	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	2		
29	382	川西町	総務課	1	2	2	2				4	川西町第3次総合計画後期基本計画 第2期まち・ひと・しごと総合戦略	2023年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	2		
29	362	三宅町	総務課	1	2	2	2				4				2		
29	363	田原本町	総務課	1	2	2	2				4	田原本町第4次総合計画後期基本計画 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	2022/4/1 ～ 2027/3/31	2	2		
29	385	曾爾村	教育委員会事務局	2	2	2	2				2				2		
29	386	御杖村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	御杖村長期総合計画	2020年4月 ～ 2029年3月	2	2		
29	401	高取町	住民課	1	2	2	2				3				1		
29	402	明日香村	総務財政課	1	2	2	2				4				2		
29	424	上牧町	社会教育課	2	2	2	2				4				1		
29	425	王寺町	地域整備部地域交流課	1	2	1	1				2	王寺町男女共同参画計画	2023.4.1 ～ 2033.3.31	1	1		
29	426	広陵町	協働のまちづくり推進課	1	2	1	1				4	広陵町男女共同参画行動計画	2018年4月 ～ 2028年3月	1	1		
29	427	河合町	住民福祉課	1	2	2	2				4				2		
29	441	吉野町	町民税務課	1	2	2	2				4				2		
29	442	大淀町	総務課	1	2	2	2				2	大淀町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2027年3月	1	1		
29	443	下市町	総務課	1	2	2	2				4	下市町男女共同参画等計画	2022/4/1 ～ 2027/3/31	1	1		
29	444	黒滝村	保健福祉課	1	2	2	2				4				1		
29	446	天川村	住民課	1	2	2	2				4	天川村男女共同参画等計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1		
29	447	野迫川村	野迫川村	1	2	2	2				4	野迫川村総合計画2020	2020年4月 ～ 2029年3月	2	2		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
29	449	十津川村	住民課	1	2	2	2				4	十津川村女性活躍・男女共同参画プラン	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
29	450	下北山村	住民課	1	2	2	2				4					2
29	451	上北山村	住民課	1	2	2	2				4					2
29	452	川上村	住民課	1	2	2	2				4					2
29	453	東吉野村	総務企画課	1	2	2	2				4					2

＜選択肢回答＞

- 所属
- 1 首長部局
 - 2 教育委員会

- 事務所掌
- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
 - 2 1ではない

- 庁内連絡会議
- 1 有
 - 2 無

- 諮問機関
- 1 有
 - 2 無

- 男女共同参画に関する条例
- 現在の状況
- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
 - 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
 - 3 その他
 - 4 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
- 女性活躍推進法の推進計画との関係
- 1 一体
 - 2 一体でない
- 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 1 単独計画として策定
 - 2 総合計画の一部として策定
- 現在の状況
- 1 策定予定有
 - 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	施設管理			事業運営	
			単 独	複 合							直 営	指 定 管 理 者 其 他		直 営	指 定 管 理 者 其 他			
			4								0	4	2	2	0	4	0	0
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	あすなら	630-8357	奈良市杉ヶ町23番地	0742-23-3111	0742-23-3111	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/		○		○		○			
29	202	大和高田市																
29	203	大和郡山市																
29	204	天理市	市民活動交流プラザ*	かがやきプラザ*	632-0035	天理市守目堂町89番地	0743-68-2666	0743-68-2665	https://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/siminnsoukatuyakusuisinka/siminkatudoukouryu/1395670515808.html		○	○			○			
29	205	橿原市	男女共同参画広場	ゆめおーく	634-0804	奈良県橿原市内膳町1丁目6番8号	0744-47-3090	0744-47-2351	http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html		○		○		○			
29	206	桜井市																
29	207	五條市																
29	208	御所市																
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ*		630-0257	奈良県生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555	https://www.city.ikoma.lg.jp/0000002352.html		○	○			○			
29	210	香芝市																
29	211	葛城市																
29	212	宇陀市																
29	322	山添村																
29	342	平群町																
29	343	三郷町																
29	344	斑鳩町																
29	345	安堵町																
29	382	川西町																
29	362	三宅町																
29	363	田原本町																
29	385	菅爾村																
29	386	御杖村																
29	401	高取町																
29	402	明日香村																
29	424	上牧町																
29	425	王寺町																
29	426	広陵町																
29	427	河合町																
29	441	吉野町																
29	442	大淀町																
29	443	下市町																
29	444	黒滝村																
29	446	天川村																
29	447	野迫川村																
29	449	十津川村																
29	450	下北山村																
29	451	上北山村																
29	304	川上村																
29	453	東吉野村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤 期間の 定めが ない職 員	非常勤 （雇用 ）期間 の定め がある 職員		広報啓 発	講座	相談事 業	情報収 集・提 供	苦情処 理	交流促 進	企業・ NPO との連 携	国際交 流	調査研 究	その他
			4					4	4	2	3	1	1	0	0	1	
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	2002年9月14日	2	4	9,294	○	○		○		○			○	
29	202	大和高田市															
29	203	大和郡山市															
29	204	天理市	市民活動交流プラザ*	1998年4月1日	0	4	4,361	○	○								
29	205	橿原市	男女共同参画広場	2011年4月29日	5	3	395	○	○	○	○						
29	206	桜井市															
29	207	五條市															
29	208	御所市															
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ*	1990年4月1日	2	6	5,434	○	○	○	○	○					
29	210	香芝市															
29	211	葛城市															
29	212	宇陀市															
29	322	山添村															
29	342	平群町															
29	343	三郷町															
29	344	斑鳩町															
29	345	安堵町															
29	382	川西町															
29	362	三宅町															
29	363	田原本町															
29	385	曽爾村															
29	386	御杖村															
29	401	高取町															
29	402	明日香村															
29	424	上牧町															
29	425	王寺町															
29	426	広陵町															
29	427	河合町															
29	441	吉野町															
29	442	大淀町															
29	443	下市町															
29	444	黒滝村															
29	446	天川村															
29	447	野迫川村															
29	449	十津川村															
29	450	下北山村															
29	451	上北山村															
29	304	川上村															
29	453	東吉野村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
			宣言年月日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		12	0	0.0	13	1	7.7	27	0	0.0	24	3	12.5	4,284	416	9.7
29	201	奈良市				1	0	0.0	2	1	50.0							1119	146	13.0
29	202	大和高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	13	9.6
29	203	大和郡山市				1	0	0.0	1	0	0.0							315	49	15.6
29	204	天理市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	3	2.2
29	205	橿原市				1	0	0.0	1	0	0.0							648	77	11.9
29	206	桜井市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	1	0.9
29	207	五條市				1	0	0.0	1	0	0.0							286	14	4.9
29	208	御所市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	6	5.0
29	209	生駒市	2008年2月10日	生駒市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							128	20	15.6
29	210	香芝市	2007年9月30日	香芝市男女共同参画宣言都市	1	1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
29	211	葛城市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	1	2.3
29	212	宇陀市				1	0	0.0	1	0	0.0							216	8	3.7
29	322	山添村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
29	342	平群町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	4	10.0
29	343	三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	6	13.6
29	344	斑鳩町										1	0	0.0	1	0	0.0	172	38	22.1
29	345	安堵町										1	0	0.0	1	1	100.0	12	1	8.3
29	382	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
29	362	三宅町										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
29	363	田原本町										1	0	0.0	1	1	100.0	100	2	2.0
29	385	曽爾村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
29	386	御杖村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	401	高取町										1	0	0.0	1	1	100.0	24	0	0.0
29	402	明日香村										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
29	424	上牧町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	5	20.8
29	425	王寺町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	5	9.3
29	426	広陵町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
29	427	河合町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	4	19.0
29	441	吉野町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
29	442	大淀町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
29	443	下市町										1	0	0.0	0	0		86	3	3.5
29	444	黒滝村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
29	446	天川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
29	447	野迫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
29	449	十津川村										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
29	450	下北山村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
29	451	上北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	452	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7
29	453	東吉野村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード		1	2024年4月1日	2	その他																												
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード							
		問8-1				問8-2					問9-1					問9-1																	
		目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
					810	682	9,440	2,655	28.1		731	615	8,685	2,340	26.9	216	109	1,130	174	15.4	867	94	10.8	906	94	10.4							
	小計									718	602	8,308	2,213	26.6	215	109	1,127	174	15.4														
29	201	奈良市	40.0	2027年3月		61	58	719	274	38.1	法令等の設置根拠による審議会等及び奈良市附属機関条例の設置根拠による審議会等	61	58	719	274	38.1	6	4	38	9	23.7	34	11	32.4	35	11	31.4	1		1		1	
29	202	大和高田市	35.0	2027年3月		48	35	660	175	26.5	地方自治法202条の3に基づく審議会、その他規則、要綱等により設置されている審議会等	32	23	358	79	22.1	6	3	29	5	17.2	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1		1	
29	203	大和郡山市	30.0	2029年3月		29	26	391	81	20.7		29	26	391	81	20.7	6	3	35	4	11.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
29	204	天理市	25.0	2026年3月		64	49	760	160	21.1	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会及び委員会	33	25	411	75	18.2	6	4	38	6	15.8	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1		1	
29	205	橿原市	30.0	2028年3月		72	58	799	214	26.8	法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則、規程、要綱等により設置されている協議会	15	15	226	63	27.9	6	3	31	5	16.1	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
29	206	桜井市	30.0	2025年3月		20	19	361	104	28.8	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、審査会、協議会、会議、委員会、推薦会等	17	16	251	58	23.1	6	4	30	6	20.0	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
29	207	五條市	30.0	2029年3月		36	34	524	145	27.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び五條市条例に基づく審議会	32	30	428	111	25.9	6	3	54	8	14.8	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1		1	
29	208	御所市	30.0	2025年3月		33	27	396	94	23.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	33	27	396	94	23.7	6	2	24	3	12.5	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1	
29	209	生駒市	40.0	2025年3月		73	65	802	281	35.0	地方自治法(第202条の3)及び条例、規則、要綱、要領により設置されている審議会等	11	11	178	61	34.3	6	5	28	8	28.6	31	6	19.4	32	6	18.8	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1	
29	210	香芝市		2032年3月	33.3%	69	61	820	211	25.7	法律・政令・条例・規則・要綱・規則等により設置されている審議会等	32	30	408	106	26.0	6	4	35	6	17.1	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
29	211	葛城市	40.0	2029年3月		28	23	311	63	20.3	地方自治法第202条の3及び葛城市条例に基づき設置された審議会等	11	10	162	26	16.0	6	2	39	3	7.7	25	3	12.0	26	3	11.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
29	212	宇陀市	30.0	2028年3月		33	26	393	96	24.4	地方自治法(202条の3)に基づく審議会、条例の定めるところによる審議会	33	26	393	96	24.4	6	5	28	7	25.0	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
29	322	山添村				0	0	0	0			3	3	32	5	15.6	6	3	30	5	16.7	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
29	342	平群町	30.0	2029年3月		34	23	228	57	25.0	町で設置している審議会等すべて	19	18	185	46	24.9	6	4	35	7	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
29	343	三郷町	30.0	2026年3月		22	22	291	91	31.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等と広域の審議会を除く審議会を含めた範囲	15	15	212	66	31.1	6	3	28	5	17.9	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2030年4月1日	1		1	
29	344	斑鳩町	35.0	2026年3月		46	41	409	134	32.8	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等	34	31	327	111	33.9	6	4	35	5	14.3	17	3	17.6	18	3	16.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
29	345	安堵町				0	0	0	0			6	5	111	32	28.8	6	2	29	3	10.3	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1	
29	382	川西町				0	0	0	0			7	4	78	14	17.9	6	4	35	5	14.3	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
29	362	三宅町				0	0	0	0			10	8	79	27	34.2	6	5	26	7	26.9	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1	
29	363	田原本町	30.0	2027年3月		31	26	335	86	25.7	法令、条例等により設置されている審議会等	28	23	300	77	25.7	6	2	29	5	17.2	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1	
29	385	曾爾村				0	0	0	0			7	4	60	10	16.7	5	3	23	5	21.7	9	0	0.0	10	0	0.0	2	2024年8月30日	2	2024年8月30日	2	2024年8月30日
29	386	御杖村	20.0	2025年3月		8	7	94	25	26.6	法律、政令又は条例により設置されている委員会等	9	7	94	30	31.9	6	2	25	3	12.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
29	401	高取町				0	0	0	0			14	10	135	35	25.9	6	3	36	6	16.7	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1		1	
29	402	明日香村				0	0	0	0			9	9	97	27	27.8	6	3	37	5	13.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
29	424	上牧町	40.0	2027年3月		32	25	387	126	32.6	審議会すべてが対象	27	22	363	121	33.3	5	3	24	5	20.8	30	7	23.3	31	7	22.6	1		1		1	
29	425	王寺町		2033年3月	47.6%	27	19	250	69	27.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	18	225	67	29.8	4	1	22	2	9.1	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
29	426	広陵町	40.0	2028年3月		44	38	510	169	33.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	44	38	510	169	33.1	5	3	28	5	17.9	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
29	427	河合町				0	0	0	0			33	23	193	45	23.3	5	3	27	4	14.8	12	2	16.7	13	2	15.4	1		1		1	
29	441	吉野町				0	0	0	0			15	13	143	27	18.9	5	3	33	3	9.1	11	1	9.1	12	1	8.3	1		2	2024年7月1日	2	2024年7月1日
29	442	大淀町				0	0	0	0			8	7	100	15	15.0	5	2	30	5	16.7	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
29	443	下市町				0	0	0	0			8	5	136	40	29.4	5	3	25	4	16.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
29	444	黒滝村				0	0	0	0			8	7	96	22	22.9	5	1	24	2	8.3	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	
29	446	天川村				0	0	0	0			5	3	41	7	17.1	5	2	22	3	13.6	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
29	447	野迫川村				0	0	0	0			7	6	54	13	24.1	4	0	12	0	0.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
29	449	十津川村				0	0	0	0			12	6	113	20	17.7	5	2	26	4	15.4	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
29	450	下北山村				0	0	0	0			5	3	71	5	7.0	5	3	20	3	15.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
29	451	上北山村				0	0	0	0			6	4	78	13	16.7	4	1	12	1	8.3	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
29	452	川上村				0	0	0	0			14	10	107	38	35.5	5	1	19	1	5.3	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1	
29	453	東吉野村				0	0	0	0			5	3	47	7	14.9	5	1	26	1	3.8	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)			
														13	13	377	127	33.7	1	0	3	0	0.0						
		奈良市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大和高田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大和郡山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天理市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		橿原市												2	2	55	19	34.5	0	0	0	0	0.0						
		桜井市												2	2	85	37	43.5	0	0	0	0	0.0						
		五條市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		御所市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		生駒市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		香芝市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		葛城市												2	2	45	16	35.6	0	0	0	0	0.0						
		宇陀市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山添村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		平群町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		斑鳩町												2	2	61	12	19.7	0	0	0	0	0.0						
		安堵町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川西町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三宅町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田原本町												3	3	35	9	25.7	0	0	0	0	0.0						
		曽爾村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		御杖村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高取町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		明日香村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上牧町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		王寺町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		広陵町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		河合町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大淀町												2	2	96	34	35.4	0	0	0	0	0.0						
		下市町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		黒滝村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		野迫川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		十津川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下北山村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上北山村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川上村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東吉野村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

道	区	府	町	市	村	区	市	町	村	議	会	の	議	員	の	両	立	支	援	体	制	に	関	す	る	調	査
29	211	葛	市	1	葛城市職員旧姓使用取扱規程	葛城市議会	1	2	1	葛城市議会会議規則	2																
29	212	宇	陀市	1	宇陀市職員服務規程 (旧姓の使用) 第5条の2 職員は婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用の承認を通知する。 3 職員は、旧姓使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 4 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。	宇陀市議会	1	2	1	宇陀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																
29	322	山	添村	4	山添村議会	山添村議会	1	2	1	山添村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																
29	342	平	群町	1	平群町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	平群町議会	1	2	1	平群町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することが	2																
29	343	三	郷町	2	三郷町議会	三郷町議会	1	2	1	三郷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2																
29	344	斑	鳩町	1	斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	斑鳩町議会	1	2	1	斑鳩町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1																
29	345	安	堵町	2	安堵町議会	安堵町議会	4																				
29	361	川	西町	2	川西町議会	川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																
29	362	三	宅町	2	三宅町議会	三宅町議会	1	2	1	三宅町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊婦の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																
29	363	田	原本町	1	田原本町職員旧姓使用取扱要綱 第5条第1項 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	田原本町議会	1	2	1	田原本町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																
29	385	菅	爾村	4	菅爾村議会	菅爾村議会	4																				
29	386	御	杖村	3	御杖村議会	御杖村議会	1	2	1	御杖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
						問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7				
						議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問1で1. を選 択した場合、取 得することが可 能な休業期間 は、次のうちど れか。	問1で1. を選 択した場合、出 産に係る産前 産後期間の明 記はあるか。	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場 合、休暇期間の報酬 について減額の規定 はあるか。		問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由につ いて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)				
						1. 明記した規定 があり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運用 上も認めている 。 3. 明記した規定 がなく、運用上 も認めていない 。 4. 明記した規定 がなく、過去に 使用した事例も 判断したことも ない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			1. あり 2. なし 3. その他	その他 具 体 例	配偶者の 出 産	育 児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
29 401	高取町	1	高取町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	高取町議会	1	3	1	高取町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
29 402	明日香村	2		明日香村議会	4								4	4	4	4	4	
29 424	上牧町	2		上牧町議会	1	2	1	上牧町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29 425	王寺町	2		王寺町議会	1	2	1	王寺町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
29 426	広陵町	1	職員の旧姓使用について 2 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次のとおりとする。 (1)職場での呼称、名札、名刺及び名簿 (2)起家文書等及び決裁に係る押印 (3)人事異動予定表及び辞令書 (4)出勤簿及びそれに係る届出等	広陵町議会	1	2	1	広陵町議会会議規則 第2条第2項 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29 427	河合町	1	河合町職員旧姓使用取扱要項 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	市長村議会の議員の両立支援体制等に関する調査	1	2	1	河合町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1		
29 441	吉野町	2		吉野町議会	1	2	1	吉野町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項第1号 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2	
29 442	大淀町	2		大淀町議会	1	2	1	大淀町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2				2	2	2	2	2	
29 443	下市町	4		下市町議会	1	2	1	下市町議会会議規則 第1章-第2条-2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
29 444	黒滝村	4		黒滝村議会	4								4	4	4	4	4	
29 446	天川村	4		天川村議会	1	2	1	天川村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。2前項の規定にかかわらず、議員が出産にため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29 447	野迫川村	2		野迫川村議会	4								4	4	4	4	4	
29 449	十津川村	4			4													
29 450	下北山村	4			4								4	4	4	4	4	

都	市	道	区	府	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名		議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
																問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）			
																配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
29	451					上北山村							4		上北山村議会	4						4	4	4	4	2	
29	452					川上村							4			1	2	1				1	1	1	1	1	
29	453					東吉野村							4		東吉野村議会	4						4	4	4	4	2	

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																		
奈良県	区	市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 (ハラスメント等)に関する規定	2 (ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している)	3 (その他)	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定はあります。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)																			
			0	0	2							6	0	1	0			3																		
			0	1	10	1	1	1				11	9	6	8			27																		
			0	0	27							22	8	32	2			9																		
			39	38										29																						
29	201	奈良市	4	4	1		2	3	ハラスメント防止に関する指針がある			1	3	3	2			2																		
29	202	大和高田市	4	4	3							3		3	4			2																		
29	203	大和郡山市	4	4	3							3		3	2			2																		
29	204	天理市	4	4	2							2	2	3	4			3																		
																			避難所運営マニュアル 4-6 女性への配慮 避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所です。しかしながら、緊急的な避難時とはいえ、最低限の生活上の安心・安全は確保されるべきです。特に、女性への暴力や性犯罪防止の観点から、様々な配慮を検討しておく必要があります。 利用可能なスペースに限りのある避難所においては、ある程度男女の区分なく生活スペースを共有し、男女共同で生活を送る必要がありますが、そのような場合においても男女の人権を尊重しあい、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、できる限りの配慮を検討します。 (1) 居住スペース等における配慮 家族単位で、一定のスペースを割り当てる方法が基本ですが、他人の目につかない場所に置きたい衣類等もあることから、パーティションを導入するなどの配慮が必要です。 また、男性の同居者がいない女性のための家族については、別室を設けて同様の家族のみを収容することも考えられます。 (2) 更衣室に関する配慮 避難所の居住スペースには最低限のパーティション程度の遮蔽物しか確保できないため、着替え等のために他人の目につかない場所を確保する必要があります。 学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用のほか、適当な部屋を更衣室として確保することも検討します。 (3) トイレに関する配慮 仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造のものにするほか、夜間あまり暗くならない場所に設置するよう配慮します。 (4) 洗濯物等に関する配慮 避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかない場所の確保が要請されることが考えられます。男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所を確保する必要があります。 (5) 女性相談窓口の設置 避難所における女性の不安や悩み等は、相談相手が男性である場合は相談しづらいと考えられるため、こうした女性特有の相談を受け付ける担当や窓口の設置に努めます。この場合、女性の医師によるクリニックの開設、助産師の相談員を配置できるよう配慮します。 (6) 避難所運営への参画 避難所運営の責任者に女性を参画させ、男女双方の声を反映させます。																	
29	205	橿原市	4	4	3							1	2	3	2			1																		
29	206	桜井市	4	4	2							2	3	3	4			2																		
29	207	五條市	4	4	3							3		3	4			2																		
29	208	御所市	4	4	3							3		3	4			2																		
29	209	生駒市	4	4	2							2	3	3	2			2																		
29	210	香芝市	4	4	3							3		3	4			1	香芝市地域防災計画 第2編第2章第8節-8(2-52ページ) なお、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し、明確化しておくよう努める。																	
29	211	葛城市	4	4	2							1	2	2	4			2																		
29	212	宇陀市	4	4	3							3		3	4			2																		
29	322	山添村	4	2	3							3		3	4			2																		
29	342	平群町	4	4	3							1	3	3	2			3																		

市 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置また は提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防 止に関する取組（ハラスメン ト防止に関する議員向け研修 を除く。）を行っ ていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次の うちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止 に関する議員向 け研修を行っ ていますか。	問12－14 当該研修におい て、令和4年4月 に内閣府が公表 した教材動画 「政治分野にお けるハラスメン ト防止研修教材」 を利用している 又は利用する予 定はあります	問12－15 男女共同参画に 関する研修（ハ ラスメント防止に 関するもの以外 ）を行っていま すか。	問12－16 議会において、 通称又は旧姓の 使用を認めてい ますか。	問12－17 問16で、1. を選 択した場合 該当部分の条文 （本文）を記入し てください。	問12－18 政治分野の男女 共同参画のため に実施しているこ とがあればご記 入ください。	問13 男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられていま るか。
道	区	区	1. 人員及び場 所の設置また は提供がされ ている。（臨時 のもの含む） 2. 保育に必要 な場所の設置 または提供が されている。 （臨時のものも 含む） 3. 設置または 提供する予定 である。 4. なし	1. 専用の場所 が設置されて いる。（常設） 2. 授乳等に必 要な場所の設 置または提供 がされている。 （臨時のものも 含む） 3. 設置または 提供する予定 である。 4. なし	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後、取 り組む予定で ある。 3. 行ってお らず、今後、取 組む予定もな い。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 防 止 に 関 する 規 定	2 ・ 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る 議 員 向 け	3 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、行う 予定である。 3. 行ってお らず、今後、行う 予定もない。	1. 研修におい て利用してい る。 2. 研修におい て利用してい ない又は現在は 研修を行ってい ないが、今後行う 研修で利用予定 である。 3. 研修におい て利用してい ない又は現在は 研修を行ってお らず、今後行う 研修で利用する予	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り 組む予定であ る。 3. 行ってお らず、今後、取 組む予定もな い。	1. 明記した規定 があり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 使用した事例も 判断したこともな い。		1. 位置づけ られた規定が ある。 2. 位置づけ られていない。 3. その他（不 明等）	
29	343	三郷町	4	4	3						3		1	2		1	避難所運営マニュアル 5-3(5)・男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓 発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男 女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組む NPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。
29	344	斑鳩町	4	4	3						3		3	4		2	
29	345	安堵町	4	4	3						3	0	3	4		2	
29	361	川西町	4	4	3						3		3	3		2	
29	362	三宅町	4	4	3						3		3	4		3	
29	363	田原本町	4	4	2						2	2	3	4	女性議会の開催を 予定している。	2	
29	385	曾爾村	4	4	3						3	0	3	4		2	
29	386	御杖村	4	4	3						3		3	4		3	
29	401	高取町	4	4	1	1			高取町政治倫理条例 第1条 この条例は、町政の担い手たる高取町の町長、副町長及び教育長（以下「 町長等」という。）並びに高取町の議会議員（以下「議員」という。）が、町民の厳粛 な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫 理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図 ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応 えるとともに、併せて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で 開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。		3		3	4		2	
29	402	明日香村	4	4	3						2	2	3	2		3	
29	424	上牧町	4	4	3						2	2	3	4		2	
29	425	王寺町	4	4	2						2	2	2	4		2	
29	426	広陵町	4	4	3						3		3	4		2	
29	427	河合町	4	4	3						3		3	3		2	
29	441	吉野町	4	4	3						1	3	2	4		2	
29	442	大淀町	4	4	3						3		3	2		2	
29	443	下市町	4	4	3						3		3	4		2	
29	444	黒滝村	4	4	2						2	2	3	4		2	
29	446	天川村	4	4	2						2	2	2	4		3	
29	447	野迫川村	4	4	2						3	0	3	4		3	
29	449	十津川村	4	4	3						1	3	3	4		2	
29	450	下北山村	4	4	3						3	0	3	4		3	
29	451	上北山村	4	4	3						3	0	3	4		2	
29	452	川上村	4	4	2						2	3	2	4		2	
29	453	東吉野村	4	4	3						2	3	2	4		3	